

一般社団法人 日本保健物理学会 会員規程

規程第 A-1 号

平成 23 年 8 月 12 日

改定 1 平成 25 年 6 月 24 日

改定 2 平成 30 年 6 月 29 日

(目 的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人 日本保健物理学会「定款第」3 章の条項に規定する条項について定めることを目的とする。

(種 別)

第 2 条 この法人の会員は、「定款」第 5 条に規定する正会員、正学生会員及び賛助会員以外の第 1 項 4 号で規定されたその他の会員について以下に定める。

- (1) 名誉会員 この法人の発展に多大な貢献のあった正会員及び特別会員の中から、理事会の議を得て社員総会において決定された者
 - (2) 特別会員 この法人に長年所属し、学会活動において顕著な業績等のあった者の中から、理事会の議を得て会長が指名した者
 - (3) 団体会員 この法人の目的に賛同し、本会の定期刊行物を予約購読する法人及びその他の団体
 - (4) 準学生会員 大学及び大学院学生並びにこれに準ずる学校に在籍する学生（社会人であって大学院に在籍する学生は除く）で保健物理に関心を持つ個人及び学生会員に準ずる者
- 2 正学生会員及び準学生会員は卒業又は修了等後、その資格を失う。このため、卒業又は修了等の期日までに会員種別変更又は退会を申し出るものとする。

(入 会)

第 3 条 「定款第 6 条」第 2 項の本会への入会について以下に定める。

- (1)新規正会員の申し込みは、正会員 1 名の推薦を要する
 - (2)新規正学生会員の申し込みは、指導教員の推薦を要する
2. 入会の申し込みは、会長（代表理事）宛とする。
 3. 会長及び執行役員は、速やかに可否を決定する。
 4. 会長は、その結果を速やかに本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 4 条 定款第 7 条第 1 項の入会金及び会費について、本会の会員のうち、正会員、正学生会員、賛助会員及び団体会員は、前年度末（毎年 3 月 31 日）までに、それぞれ会費年額 10,000 円、5,000 円、50,000 円（一口）及び 10,000 円（一口）を納入しなければならない。

2. 未納入の過年度分会費がある場合は、当該年度分の会費とまとめて納入するものとし、

納入された金額がその総額に満たない場合は、過年度分の会費に充当するものとする。

3. 新規会員は、承認通知書を受理後1ヶ月内に、前第1項の会費年額を納入しなければならない。

(会員の休会及び資格停止)

第5条 正会員、海外赴任、療養等により長期にわたり会員である権利を行使できない場合には休会することができる。

2. 休会は、年度単位での扱いとし、毎休会年度の前年度2月末までに所定の申請書を会長宛に提出し、会長及び執行理事の承認を受けるものとする。
3. 休会中の会費の納入は免除するものとし、当該年度内の会員の資格を停止する。ただし、電子メール等による情報提供を受けることができる。

付則 本規程は、平成23年8月12日から施行する。

本規程改定1は、平成26年6月24日から施行する。なお、本規程第4条の会費は、平成26年度会費から適用する。

本規程改定2は、平成30年6月29日から施行する。